第十五条　規制の例外条項

1　一方の締約国は、人の健康、安全性又は環境に対する緊急なかつ切迫した危険性がある場合には、この附属書に規定する強制規格及び適合性評価手続に適合している対象産品の自国の市場への提供を拒否し、又は当該対象産品の当該市場からの回収を要求することができる。そのような拒否又は要求は、他方の締約国の産品に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は貿易に対する偽装した制限となってはならない。

2　1に規定する一方の締約国による拒否又は要求については、その効力発生の前に、他方の締約国及び製造者又は輸入者に通報する。その通報については、危険性及び措置についての客観的な、理由を示した及び詳細な説明並びに関連する科学的及び技術的な証拠を添付する。1に規定する一方の締約国は、千九百五十八年協定第四条に定める手続の適用を通じて状況を解決するよう努める。

第十六条　貿易を制限する規制措置

各締約国は、他の規制措置であってこの附属書が対象とする分野に固有のものを通じて、この附属書の規定に基づいて他方の締約国に与えられる市場アクセスの利益を無効にし、又は損なうことを差し控える。このことは、安全性、環境の保全又は公衆衛生及び詐欺的な行為の防止のために必要な規制措置を制定する権利に影響を及ぼすものではない。ただし、当該規制措置が実証された科学的又は技術的な情報に基づくこと及びこの附属書に定める関連する協力が誠実に実施されていることを条件とする。

第十七条　協力

1　両締約国は、自動車並びにその部品及び装置に関する貿易を一層円滑にし、並びに市場アクセスの問題が生ずる前に当該問題に対処するため、安全性及び環境の保全を確保しつつ、対象産品に関する問題について協力することに合意する。

2　各締約国は、対象産品に関する事項について、他方の締約国による書面による質問又は意見であって十分に実証されたものに回答する。その回答は、書面により、適時に及び当該質問又は意見の受領の日の後六十日を超えない期間内に行う。

3　両締約国は、2に規定する質問又は意見及び回答の後、対象産品に関する残された問題について速やかに明確にするために協力するものとし、また、可能な場合には、相互に満足すべき解決を求めるために当該問題に対処する。

第十八条　セーフガード

1　各締約国は、この協定の効力発生の後十年間、他方の締約国が次のいずれかのことを行う場合には、同等の譲許又は他の同等の義務の適用を停止する権利を留保する。(注)

(a)　付録二―C―1に掲げる国際連合規則の適用を行わず、又は終止すること。

(b)　付録二―C―1に掲げる国際連合規則の適用の利益を無効にし、又は損なう他の規制措置を導入し、又は改正すること。

2　1の規定に基づく譲許又は他の義務の適用の停止は、次条に規定する迅速化された紛争解決手続による決定が行われる時又は相互に受入れ可能な解決が発見される（同条(b)の規定による協議を通じて発見される場合を含む。）時のいずれか早い方の時までの間においてのみ効力を有する。

第十九条　迅速化された紛争解決

第二十一章の規定は、次の修正に従うことを条件として、この附属書について適用する。

(a)　この附属書の規定の解釈又は適用に関する紛争は、緊急に処理を要する事案とみなす。

(b)　第二十一・五条4に定める協議のための期間は、四十五日から十五日に短縮する。

(c)　第二十一・十八条1に定めるパネルが中間報告書を送付するための期間は、当該パネルの設置の日の後百二十日から六十日に短縮する。

(d)　第二十一・十九条1に定める最終報告書を送付するための期間は、中間報告書の送付の日の後三十日から十五日に短縮する。

(e)　次の規定は、第二十一・二十条に加えられたものとみなす。

「被申立国が最終報告書を履行するために措置をとるに際して立法上の措置を必要としない場合には、合理的な期間は、通常九十日を超えてはならず、いかなる場合にも最終報告書の送付の日から百五十日を超えてはならない。」

(f)　第二十一・二十二条2及び3の規定を次のとおり代える。

「申立国は、1の規定による要請を行わないことを決定した場合又は1の規定により要請を行い、当該要請が受領された日の後二十日以内に相互に満足すべき補償その他の代替措置について合意することができなかった場合には、被申立国に対して通告することにより、義務（対象産品の関税の引下げ又は撤廃を含む。）の適用を停止することができる。その通告には、義務の適用の停止の程度を明記する。申立国は、被申立国が当該通告を受領した日から十日の期間が満了した後いつでも当該停止を実施する権利を有する。」

第二十条　自動車及び部品に関する作業部会

1　第二十二・四条1の規定に基づいて設置される自動車及び部品に関する作業部会は、この附属書の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2　この作業部会は、次の任務を有する。

(a)　いずれかの締約国の要請に応じ、この附属書の下で生ずる事項について討議すること。

(b)　第五条から第九条までの規定に従って、付録二―C―1及び付録二―C―2の改正の必要性を評価すること。

(c)　この附属書の規定に基づいて協力を行うこと。

(d)　第十三条の規定に基づいて協議を行うこと。

(e)　締約国が提起する特定の問題に対処するため、いずれかの締約国の要請により特別作業部会を設置すること。

(f)　合同委員会が第二十二・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

3　第二十二・四条3(a)及び(c)の規定にかかわらず、作業部会は、いずれかの締約国の要請に応じ、両締約国が決定する場所において会合する。

付録二―C―1　両締約国が適用している国際連合規則

規則番号	名称
三	動力駆動車両及びそのトレーラーの再帰反射器の認可に関する統一規定
四	動力駆動車両及びそのトレーラーの後部番号灯の認可に関する統一規定
六	動力駆動車両及びそのトレーラーの方向指示器の認可に関する統一規定
七	自動車（モーターサイクルを除く。）及びそのトレーラーの車幅灯、尾灯、制動灯及び上側端灯の認可に関する統一規定
一〇	車両の電磁両立性に係る認可に関する統一規定

注　譲許又は他の義務の適用の停止の程度は、(a)又は(b)に規定する国際連合規則が対象とする産品の両締約国間の貿易額の程度を超えてはならない。